

児 童 福 祉

児童福祉法に基づいて、18 歳未満の児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握に努め、必要な情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導等を行います。

(1) 家庭児童相談室設置事業

家庭における適正な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため家庭相談員を配置し、その相談業務を行います。

家庭児童相談室とは、0 歳から 18 歳未満の児童について日頃悩んでいる育児の問題や教育に関する問題、その他児童のあらゆる事柄について気軽に相談できることです。

子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、専門的な技術と豊かな知識・経験を持った家庭相談員が問題解決に努めています。

①新規相談受付状況（種類別）

(人)

区 分	養護相談		保健	障害	非行	育成	その他	計
	児童虐待	その他						
令和 4 年度	41	206	1	3	10	42	156	459
令和 5 年度	37	238	2	3	7	26	108	421
令和 6 年度	41	211	0	11	10	15	46	334

②新規相談受付状況（経路別）

(人)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和 6 年度
児 童 相 談 所 ・ 県	79	56	47
市 町 村	124	123	73
保 育 所 ・ 児 童 福 祉 施 設	14	26	22
医 療 機 関	2	7	7
警 察	55	63	55
保 健 所	0	6	4
幼 稚 園	9	1	0
学 校	51	58	61
教 育 委 員 会 等	9	7	3
児 童 委 員	0	0	0
家 族 ・ 親 族	60	58	39
近 隣 ・ 知 人	7	5	5
児 童 本 人	0	0	1
そ の 他	49	11	17
合 計	459	421	334

③令和 6 年度児童虐待相談の内訳（実件数）

年度	児童虐待相談件数				
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
令和 6 年度	12	1	6	22	41

（2）児童虐待防止事業（要保護児童対策地域協議会）

うるま市要保護児童対策地域協議会は、児童の福祉に関連する関係機関で構成され、児童福祉法第25条の2第2項の規定に基づき、平成19年度に設置されました。

児童虐待の早期発見と防止に関する広報、啓発活動の推進を図るとともに、児童虐待に関する情報の交換や支援に関する協議を行います。

① 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議

	令和4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会議回数	276回	283 回	255 回

（3）子育て不安家庭等支援事業

子育て不安や児童虐待問題など、子育てについての悩みを一緒に考えます。また、家庭・地域の子育て力を高める為の講座等、多様な子育て支援業務を実施しています。

①児童虐待防止ワークショップ

関係機関等を対象として、虐待防止啓発を図るワークショップを開催。

②子育て応援カード「Welcome 赤ちゃん」の配布

地域の子育て相談窓口の連絡先を記載したパンフレットを出生届時に配布しています。

③子ども SOS 相談メール

子ども本人や子育て中の親などからの悩みについて、相談しやすいシステムの確立を目的として「子ども SOS 相談メール」で相談を受けています。

（4）助産施設入所措置事業

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、安心して出産ができるよう支援をします。

助産施設措置状況

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措 置 件 数	20	30	26

(5) 児童手当（こども手当）

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、平成 22 年度に「子ども手当」が創設され、平成 24 年度より児童手当となり支給されました。

	児童手当 (令和 4 年 6 月から)	児童手当 (令和 6 年 10 月から)
趣旨	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています	
対象児童	0 歳から中学校修了（15 歳になった後の最初の 3 月 31 日）までの子ども	0 歳から高校修了（18 歳になった後の最初の 3 月 31 日）までの子ども
受給資格	子を監護し、生計を同一にする父母等のうち、生計を維持する程度の高い方（一般的には所得の高い方）が受給者となります。（公務員は勤務先で申請）	
所得制限	あり	なし
手当額	*3 歳未満の児童 一律 15,000 円（月額） *3 歳以上の児童 第 1 子：10,000 円（月額） 第 2 子：10,000 円（月額） *第 3 子以降 15,000 円（月額） *中学生一律 10,000 円（月額） ただし、所得限度額超過の場合 児童一人につき 一律 5,000 円（月額） 所得上限額超過の場合 手当支給なし	*3 歳未満の児童 第 1 子：15,000 円（月額） 第 2 子：15,000 円（月額） 第 3 子以降 30,000 円（月額） *3 歳以上から高校生までの児童 第 1 子：10,000 円（月額） 第 2 子：10,000 円（月額） 第 3 子以降 30,000 円（月額）
支払月	2 月、6 月、10 月に、それぞれの前月分までが支給されます	偶数月に、それぞれの前月分までが支給されます

<児童手当受給者数等>

（単位：千円）

年 度	受 給 者 数	算定基礎延べ児童数	総 支 給 額
令和 4 年度	10,476 人	233,079 人	2,619,300
令和 5 年度	10,421 人	230,124 人	2,657,515
令和 6 年度	11,826 人	244,742 人	3,160,170

(6) こども医療費助成事業

<目 的>

こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し保健の向上と健全な発育に寄与することを目的としています。

<助成の対象となる者>

- (1) 健康保険に加入していること。
- (2) 本市に住民登録を有していること。
- (3) 生活保護法による保護をうけていないこと。
- (4) 他の条例等に基づく医療費の助成を受けていないこと。

<対象者の範囲>

通 院：中学校卒業（15歳の誕生日前日以後最初の3月31日）まで

入 院：中学校卒業（15歳の誕生日前日以後最初の3月31日）まで

※令和4年2月診療分から中学校卒業までを対象に通院及び入院について現物給付方式による窓口無料化を実施

<支給者数及び支給総額>

（単位：千円）

年 度	延べ支給件数 (内入院件数)	支給総額 (内入院支給額)
令和4年度	254,490(1,250)	462,696(46,345)
令和5年度	280,196(1,443)	520,909(56,327)
令和6年度	275,902(1,584)	517,249(60,929)

※平成25年11月より自動償還払方式を導入

※平成29年4月から通院対象児を中学校卒業まで対象年齢を拡充

※令和4年2月診療分から現物給付対象児を中学校卒業まで対象年齢を拡充

(7) 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や様々な要因で一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を目的としています。

養育支援訪問件数（延べ支援件数）

項 目	育児・家事援助	専門的相談支援
令和4年度	613 件	500 件
令和5年度	467 件	492 件
令和6年度	—	363 件

※児童福祉法等の一部を改正する法律において、養育支援訪問事業を保健師等による専門的な相談支援に特化したものと見直されたため、令和6年度からは育児・家事援助の実績無しとなっています。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・
子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未
然に防ぐことを目的としています。

子育て世帯訪問支援件数（延べ支援件数）

項 目	家事支援・育児・養育支援・相談・助言
令和 6 年度	817 件

※児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和 6 年度より新設。

母子福祉

母子及び寡婦福祉法に基づいて、母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談及び母子・寡婦福祉資金の貸付相談等を行います。

また、児童扶養手当法に基づき、ひとり親世帯等へ児童扶養手当等を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の向上を図ります。

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の経済的自立及び生活の安定を図ることを目的として、同貸付制度があり、事業開始資金をはじめ12種類の貸付金を無利子あるいは低利子で貸し付けています。

貸付を受けたい者は、居住する市にて申し込みを行い、中部福祉事務所の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

令和6年度 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

令和7年3月末現在(単位:千円)

	資金種別	相談件数	決定件数	金額
1	事業開始資金	5	0	0
2	事業継続資金	4	0	0
3	修学資金	42	4	9,552
4	技能習得資金	6	0	0
5	修業資金	1	0	0
6	就職支度資金	4	0	0
7	医療介護資金	1	0	0
8	生活資金	14	0	0
9	住宅資金	0	0	0
10	転宅資金	16	0	0
11	就学支度資金	35	2	269
12	結婚資金	0	0	0
	合計	128	6	9,821

(2) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭等及び養育者世帯の子に対し、受けた医療費の本人負担金の一部について助成することにより、生活の安定と自立を支援し、保健福祉の向上を図るための事業である。

<支給対象者数及び支給総額>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給対象者数(人)	3,640	3,430	3,425
支給額(千円)	47,630	48,329	52,326

(3) 児童扶養手当

父母の離婚等により、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している方、または両親のいずれかが身体等に障害がある児童の母親や父親に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給されます。(所得制限があります。)

<令和6年度受給者状況>

(令和7年3月末現在)

事由別	離 婚	死 別	障 害	遺 棄	未 婚	保護命令	その他	計
受給者数	1,776	12	29	4	263	2	134	2,220

<手当の額>(令和7年3月現在)

区 分	令和6年度
全部支給	月額 45,500 円
一部支給	月額 45,490 円 ~ 月額 10,740 円

*上記は対象児童が1人の場合の手当額です。

*一部支給額は所得額に応じて決定されます。(養育費の8割を加算)

【全部支給】

児童が2人の場合は、上記金額に 10,750 円加算、第3子以降の加算額は第2子の加算額と同額となりました。

【一部支給】

児童が2人の場合は、上記金額に 10,740 円~5,380 円加算、第3子以降の加算額は第2子の加算額と同額となりました。

<受給者数及び支給総額>

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受 給 者 数 (延 人 数)	27,884	26,863	27,455
支 給 額 (千 円)	1,229,862	1,219,706	1,274,662

(4) 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を監護する父母もしくは養育者に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

*手当の額(令和7年3月現在)

1 級該当の児童1人につき 55,350 円(月額)

2 級該当の児童1人につき 36,860 円(月額)

<障害児童数>

令和7年3月末現在

	外部 障害	内部 障害	知的障害 のみ	精神 障害	知的障害 及び 精神障害	その他 重複障害	合計
1級	23	4	86	7	26	13	159
2級	14	34	147	682	355	0	1,232
計	37	38	233	689	381	13	1,391

(5) 母子家庭等自立支援事業**①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業**

母子家庭の母又は父子家庭の父で、主体的な職業能力を高め、経済的な自立を支援するものであり、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合に、経費の60%（上限あり）が支給されます。

***対象となる方**

市内に居住する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ・受講日開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方
- ・給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ・原則として、過去に本制度を利用していない方

***対象講座**

- ・雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・就業に結びつく可能性の高い講座であり、国が別に定める講座

***支給額**

- ・対象講座（1講座に限る）に要した受講料の100分の60に相当する額

※1 当該額が20万円を超える場合は、20万円とし、1.2万円を超えない場合は支給されません。

※2 専門実践教育訓練給付金は、40万円/年を上限に給付することができる。ただし、1.2万円を超えない場合は支給されません。

<支給件数及び支給総額>

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数（人数）	2	3	2
支給額（円）	229,426	163,882	96,841

②高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

*対象となる方

市内に居住する 20 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ・対象資格に掲げる資格を取得するために養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・原則として、過去に本制度を利用していない方

*対象資格

- ・看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、歯科衛生士
- ・その他上記に準じて市長が定める資格

*支給額

- ・対象者及び対象者と同一世帯の方の市町村民税が非課税世帯の場合、月額 100,000 円。課税世帯の場合、月額 70,500 円が支給されます。
- ・また、受給対象者の養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月については、上記の額へ 40,000 円加算し支給されます。
- ・修了支援金について、課税世帯 25,000 円、非課税世帯に 50,000 円を支給する。

<支給件数及び支給総額>

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高等職業訓練促進給付金（支給実件数）	22	18	19
高等職業訓練修了支援給付金（支給件数）	6	4	11
支給額（円）	26,193,000	23,589,000	24,401,000

③母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が個々に面接を実施し、生活の状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々に応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、支援を行う事業です。

*対象となる方

市内に居住する 20 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
策定件数	34	25	30

(6) 母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が、修学や病気等で、日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを提供する事業です。

*派遣対象家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦世帯であって、技能習得のための通学・就学活動・疾病・看護・冠婚葬祭・学校等への公式行事への参加等で、日常生活を営む上で一時的に支障が生じている家庭を対象にします。

＊利用回数

利用回数:24 回(無料)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
登録者数	63	49	43

(7) 女性福祉相談等事業

家庭、経済、夫婦関係、離婚、家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)などの女性に関する各種相談に応じ、問題解決のお手伝いをするため、女性相談員を配置しました。

①相談受付状況

年度 \ 区分	来所相談	出張相談	電話相談	その他	合計
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
令和 4 年度	128	5	108	59	300
令和 5 年度	166	3	87	36	292
令和 6 年度	152	1	82	63	298

②来所相談者の主訴別状況

(人)

項目	人 間 関 係																	
	夫 等				子 ど も			親 族			交 際 相 手			その他の者からの暴力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他
	夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手から	その他					
R4	18	0	69	12	1	0	4	1	2	7	2	0	1	0	3	0	0	1
R5	31	0	75	11	0	0	6	4	3	11	0	0	3	4	4	2	0	2
R6	21	0	77	16	2	0	6	8	2	9	0	0	3	0	2	0	0	2

経 済 関 係				医 療 関 係				住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒモ・暴力団関係者	5 条 違 反	人 身 取 引	合 計
生活困窮	借金・サラ金	求 職	そ の 他	病 気	精神的問題	妊娠・出産	そ の 他								
3	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	128
2	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	0	0	0	0	166
1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	152

(8) ひとり親家庭生活支援事業「うるはし」

さまざまな課題を抱えているひとり親家庭（児童扶養手当受給者）に対して住宅支援を行うとともに、コーディネーターによる生活支援や就労支援など自立に向けた総合支援を行います。（平成25年11月事業開始）

<ひとり親家庭生活支援事業利用者>

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
継 続 支 援 世 帯 数	3世帯6名	3世帯7名	6世帯25名
新 規 決 定 世 帯 数	6世帯16名	4世帯18名	4世帯10名
支 援 終 了 世 帯 数	3世帯6名	3世帯9名	6世帯25名
年 度 末 支 援 世 帯 数	6世帯16名	7世帯25名	4世帯10名